

会津若松市上下水道局余裕期間設定工事試行要綱

(令和8年2月27日決裁)

この要綱は、会津若松市上下水道事業管理者が発注する建設工事において、発注及び施工時期の平準化並びに受注者の円滑な工事施工体制の確保に資するため、技術者の配置を猶予し、労働者の確保及び建設資材の調達等を行うことができる余裕期間を設定した契約方式を試行するにあたり、必要な事項は、会津若松市余裕期間設定工事試行要綱(令和5年3月27日決裁)の例による。

この場合において要綱第1条及び第3条中「本市」を「会津若松市水道事業管理者」に、第7条第5項中「会津若松市建設工事請負契約規程(平成8年会津若松市告示第22号)」を「会津若松市上下水道局建設工事請負契約事務取扱規程(平成8年会津若松市水道部管理規程第11号)」に、同項「会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱」を「会津若松市水道部元請・下請関係適正化指導要綱」に、別記様式(第9条関係)中「会津若松市長」を「会津若松市水道事業管理者」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
(会津若松市水道部余裕期間設定工事要領の廃止)
- 2 会津若松市水道部余裕期間設定工事要領(平成29年2月8日決裁)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 本要綱の規定は、令和5年5月15日以降に契約を締結する工事から適用し、同日前に契約を締結する工事については、なお従前の例による。

会津若松市上下水道事業管理者 あて

所在地

受注者 商号又は名称

代表者職氏名

余裕期間利用に係る（変更）届出書

標記について、下記のとおり届け出ます。

工事番号	第 号			
工事名				
工事場所	地内			
余裕期間制度の方式	任意着手方式		フレックス方式	
公告で示された工期	自	年 月 日	至	年 月 日
利用する余裕期間	自	年 月 日	至	年 月 日
【任意着手方式の場合に記載】 着手日	年 月 日			
【フレックス方式の場合に記載】 実工期	自	年 月 日	至	年 月 日
配置技術者 (事後審査時 提出)	現場代理人 氏名			
	主任(監理) 技術者氏名			

※ 本届出書の提出に際しては、工程表についても併せて提出すること。

※ 上記内容の変更を希望する場合には、監督員と協議のうえ、変更部分分かるよう記載し提出すること。

課長	グループリーダー	グループ員	監督員